

【論点】

○事務所費に事務所の借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合、借料損料が記載されていない事情について、会計責任者等に対するヒアリングで確認を行うのか。

（論点の背景）

- ・ 支援者から事務所を無償で提供されているにもかかわらず、収支報告書に記載されていないこと（本来は、家賃の時価相当分を寄附として記載するとともに、同額を支出として記載すべきもの）が、政治資金をめぐる一連の問題の中であったこと。

（対応案）

- ①借料損料についてはヒアリングで確認を行わず、これらに関する不適正な取扱いについては、収支報告書等の公開を通じて国民（マスコミ）の判断にゆだねることとする。
- ②監査において、借料損料について不適正な取扱いが疑われる事案があった場合には、委員会に照会をしてもらい、その段階であらためて委員会として議論する。

（結論）

当面①の考え方をとることとし、今後同様の事案が積み重なり監査でチェックすべしとの議論が出る場合には、②についても検討することでよいか。

- ・ 領収書等がなく、会計帳簿に記載されていない借料損料の確認を行うことは、会計帳簿に記載されていない支出を確認することとなり、領収書等と会計帳簿との整合性の確認という政治資金監査の範疇を超えてしまうのではないか。
- ・ 借料損料の確認を行った場合には、無償提供した側の課税の問題やどのように時価を評価するのも検討する必要があるのではないか。
- ・ 労務や車の無償貸与の問題にも波及するのではないか。